

# 府中市地域防災計画 (令和6年修正)

## 概要版

自助



共助



公助



府中市



－ 目 次 －

I	府中市地域防災計画の修正方針	1
1	府中市地域防災計画とは	1
2	計画修正の趣旨	1
3	計画構成 修正のポイント	1
4	計画の位置付け	2
5	各編 修正のポイント	3
	(1) 震災編 修正のポイント	3
	(2) 風水害編 修正のポイント	3
	(3) 大規模事故災害編 修正のポイント	3
II	府中市地域防災計画 震災編	4
1	震災編の構成と内容	4
2	総 則	4
	(1) 基本的責務と役割	4
	(2) 府中市の地震被害想定	5
	(3) 被害軽減と再生に向けた目標(減災目標)	10
	(4) 複合災害への対応	11
3	災害予防計画	12
	(1) 地震に強い都市づくりの推進	12
	(2) 初動対応体制の整備	13
	(3) 広域連携体制の整備	14
	(4) 災害医療体制の整備	14
	(5) 府中市事業継続計画(BCP)	15
4	災害応急・復旧計画	16
	(1) 災害対策本部の設置	16
	(2) 帰宅困難者対策	16
	(3) 被災者の避難と受入れ	17
	(4) 住家被害認定調査・り災証明書	18
	(5) 飲料水の供給	18
	(6) 災害ボランティア活動	18
	(7) ライフライン等の応急・復旧対策	19
	(8) 保育・学校の対応	20
5	災害復興計画	21
	(1) 復興対策	21
6	南海トラフ地震等防災対策	21
	(1) 南海トラフ地震に関する情報の発表	21
	(2) 南海トラフ地震等防災対策	22

Ⅲ 府中市地域防災計画 風水害編.....	24
1 風水害編の構成と内容.....	24
2 総則.....	25
(1) 浸水想定・土砂災害予測.....	25
(2) 被害軽減と再生に向けた目標(減災目標).....	28
3 災害予防計画.....	29
(1) 水害予防対策.....	29
(2) 災害予測(警戒)区域.....	30
(3) 避難所の指定.....	31
4 災害応急・復旧計画.....	32
(1) 災害対策本部の設置・運営.....	32
(2) 土砂災害応急対策.....	32
5 災害復興計画.....	33
(1) 復興対策.....	33
Ⅳ 府中市地域防災計画 大規模事故災害編.....	34
1 大規模事故災害編の構成と内容.....	34
2 総則.....	34
(1) 想定事故災害.....	34
3 災害予防計画.....	36
(1) 大規模火災予防対策.....	36
(2) 危険物事故対策.....	37
(3) 大規模事故対策.....	37
(4) 火山噴火降灰対策.....	37
4 災害応急・復旧計画.....	38
(1) 大規模火災事故の応急対策.....	38
(2) 危険物事故の応急対策.....	38
(3) 大規模事故の応急対策.....	39
(4) 火山噴火降灰による応急対策.....	39

# I 府中市地域防災計画の修正方針

## 1 府中市地域防災計画とは

府中市地域防災計画は、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき府中市防災会議が定める計画で、国の防災基本計画及び東京都の地域防災計画と一体をなし、相互が有機的に作用することにより防災対策が効果的に推進されるものです。

## 2 計画修正の趣旨

東京都は、令和4年5月に首都直下地震等による被害想定を10年ぶりに更新し、令和4年9月には、地震に関する地域危険度測定調査を5年ぶりに更新しました。また、近年の災害から明らかになった課題を踏まえ、令和5年5月に東京都地域防災計画が修正されました。

今日の社会状況からは、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、国内においても「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が繰り返し発出される事態となり、市民生活や社会活動に大きな影響を受けました。さらに、令和6年の1月に「令和6年能登半島地震」が発生し、大規模な被害をもたらし、様々な課題・問題が浮き彫りとなりました。

府中市は、第7次府中市総合計画に際して、「きずなを紡ぎ 未来を拓ひらく 心ゆたかに暮らせるまち 府中」を目指して、災害に強い都市構造の構築、地震災害や風水害の防止対策、災害時に対応すべき体制整備等の諸施策を推進してきましたが、さらに府中市の災害対策の実効性をより高めるため、新たに府中市地域防災計画(令和6年修正)を作成することとしました。

## 3 計画構成 修正のポイント

昨今、自然災害の頻度と被害の拡大の傾向を鑑み、新たな府中市地域防災計画では、先の東日本大震災による東北地方や首都圏における災害様相の他、その後の法律の改正、庁内組織の改正等により、府中市の防災上の課題や問題点について整理し、切迫性が指摘される立川断層帯による地震や南海トラフ巨大地震、気候変動に伴う大規模洪水等への備えの充実、さらに、新型インフルエンザ感染症への対処を踏まえた複合災害への対処を図るものとししました。

主な構成の修正内容は、次のとおりです。

### ●編構成の見直し

現在は、震災編、風水害編、東海地震事前対策編及び資料編で構成していますが、府中市地域防災計画では、東京都地域防災計画との編構成の整合を図るため、震災編、風水害編、大規模事故災害編及び資料編としました。

### ●部構成の見直し

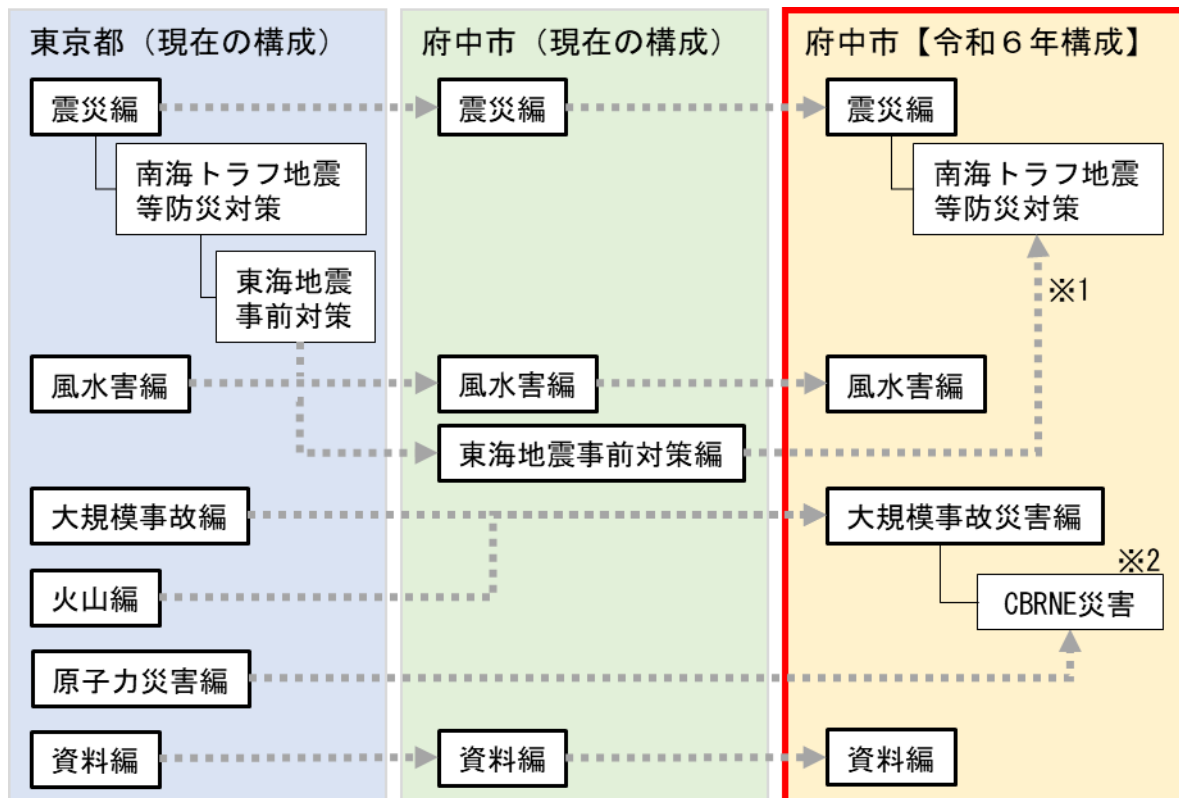
平常時から活用しやすい計画とするため、災害発生前における「災害予防計画」と災害発生後に対応するための「災害応急・復旧計画」に分けて示しました。

### ●市、関係機関等の役割の明確化

目次や各対策内容に担当部課及び関係機関を示しました。

## I 府中市地域防災計画の修正方針

【令和6年の府中市地域防災計画の構成】



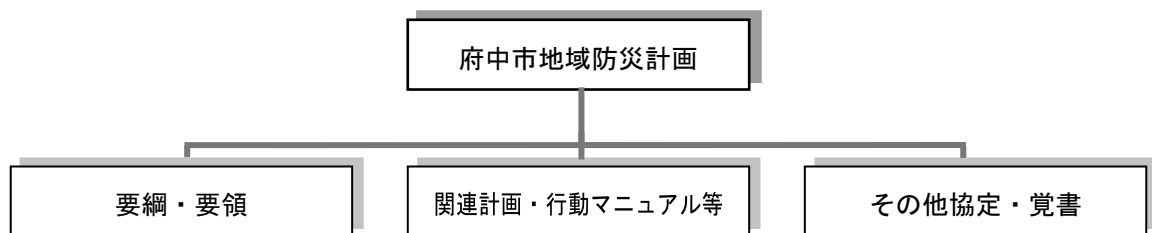
※1 東海地震事前対策は、南海トラフ地震対策に包括して対応している。  
 ※2 C（化学）、B（生物）、R（放射性物質）、N（核）、E（爆発物）

## 4 計画の位置付け

府中市地域防災計画は、市内に起こりうる災害に対処するための基本計画として策定するものです。府中市地域防災計画は、府中市国土強靱化地域計画と整合を図り、市の防災対策の予防対策から応急・復旧対策、復興対策までを網羅する防災対策の中核を担っている計画といえます。

府中市地域防災計画に基づき、府中市は、具体的に防災対策を実施するため、要綱・要領、行動マニュアル、協定・覚書等を策定し、各種災害に対応する諸施策を推進しています。

【府中市の各種防災関連計画等】



## 5 各編 修正のポイント

### (1) 震災編 修正のポイント

#### ア 府中市の地震被害想定

更新された東京都の被害想定に基づき、府中市における被害想定を見直しました。府中市に甚大な被害をもたらす得る多摩東部直下地震(マグニチュード7.3)及び立川断層帯地震(マグニチュード7.4)による被害を対象としました。

#### イ 減災目標の更新

東京都の被害想定の結果が更新されたことを受け、減災目標を更新し、目標達成のための重点事項を定めました。

#### ウ 複合災害への対応

府中市地域防災計画では、新たな被害想定として、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起こり得る事象を踏まえました。

#### エ 南海トラフ地震等防災対策

東京都の被害想定を踏まえ、南海トラフ地震等に関する情報や対応方針、府中市の活動体制の構築、他の地区からの避難者の受入れなどについて、新たに記載しました。

### (2) 風水害編 修正のポイント

#### ア 風水害時に使用する避難所

風水害時には、避難の対象者や、災害の様相に応じた避難対策を講じられるよう、開設する避難所の種別をあらかじめ定めておくことについて、新たに記載しました。

#### イ 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称・所在地を定める施設

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施および結果報告等の、防災対策をより促進していくため、水防法及び土砂災害防止法により定められた要配慮者利用施設の範囲を、新たに記載しました。

### (3) 大規模事故災害編 修正のポイント

#### ア 想定災害の種別

大規模事故災害としては、大規模火災、危険物事故、大規模事故及び火山災害を想定しています。東京都の地域防災計画を基に、大規模火災及び火山災害における噴火降灰の対象災害を新たに記載しました。



## II 府中市地域防災計画 震災編

### 1 震災編の構成と内容

震災対策の実効性をより向上させる観点から、男女共同参画その他の多様な視点に一層配慮した検討を行うため、防災に関する政策・方針の決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を推進します。

府中市地域防災計画では、府中市、防災関係機関、事業所及び市民が行うべき防災対策を対応段階に分けて、計画の内容を次のとおり構成しています。

【構成と主な内容】

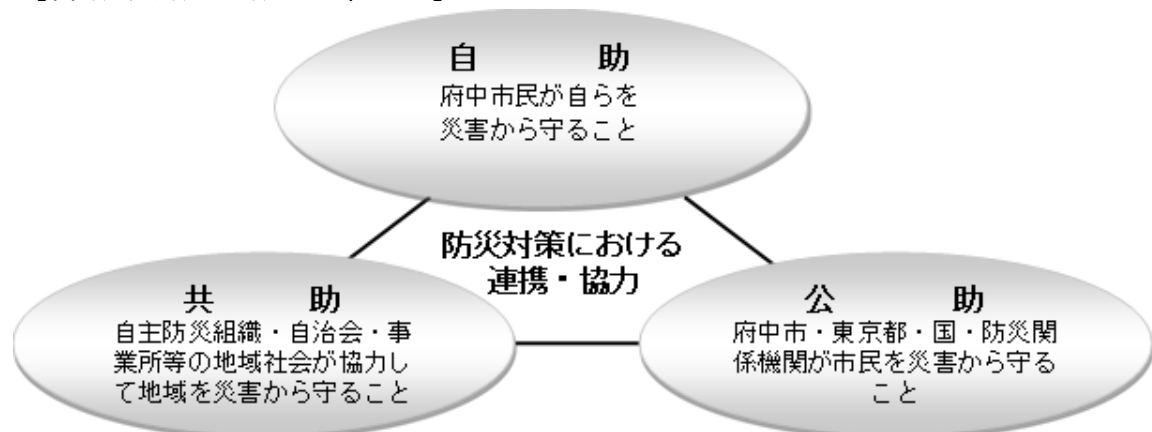
構成	主な内容
第1部 総則	計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念
第2部 災害予防計画	府中市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置
第3部 災害応急・復旧計画	地震発生後に府中市及び防災関係機関等が行うべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第4部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第5部 南海トラフ地震等防災対策	南海トラフ地震に対する防災対策

## 2 総 則

### (1) 基本的責務と役割

府中市では、「市民」「自主防災組織、自治会、事業所等」「府中市・防災関係機関」の3者が連携する自助・共助・公助を基本理念とし、市民が主体的に防災活動に参加し、各機関と協働して防災力の向上を推進していきます。

【自助・共助・公助の基本理念】





(2) 府中市の地震被害想定

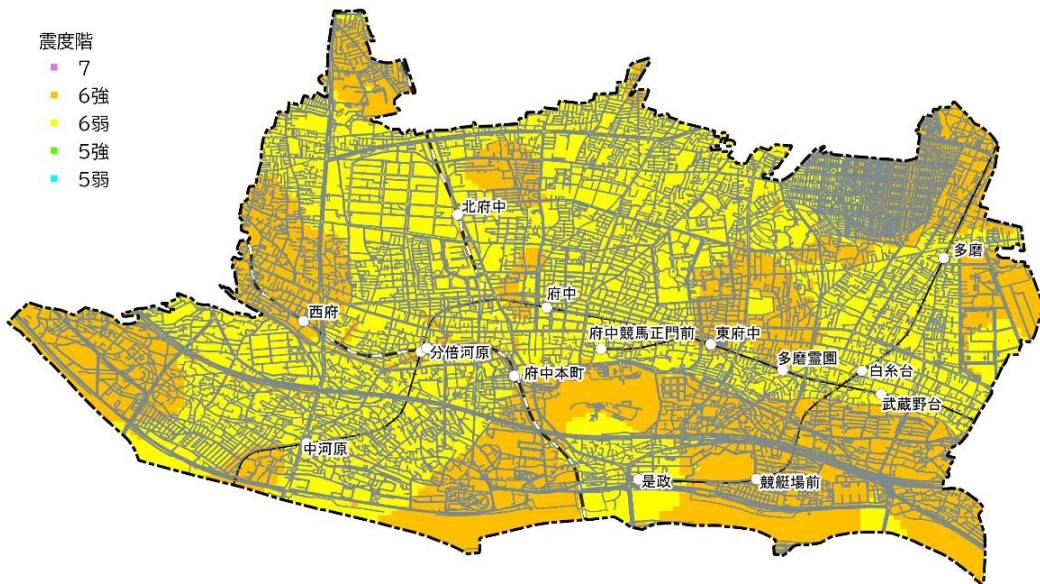
府中市地域防災計画では、東京都の被害想定に基づき、府中市に甚大な被害をもたらし得る多摩東部直下地震(マグニチュード7.3)及び立川断層帯地震(マグニチュード7.4)による被害を対象としました。

ア 震度分布と液状化危険度

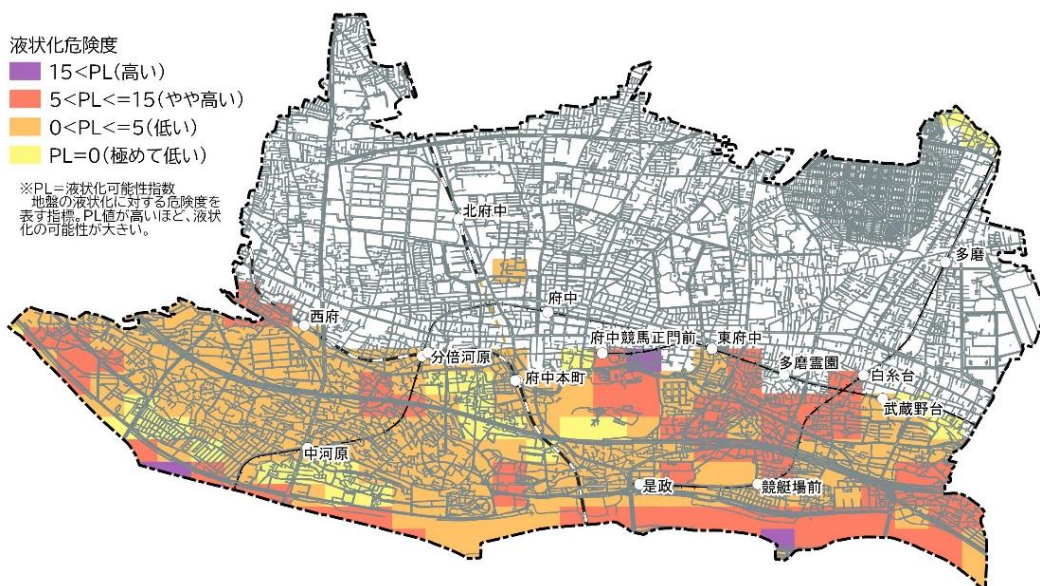
多摩東部直下地震では、市内で震度6強が想定されています。液状化危険度分布では、府中市の南部において、液状化の危険が想定されています。

立川断層帯地震では、府中市の西部で震度6強が想定されています。液状化危険度分布では、府中市の南部において、液状化の危険が想定されています。

【多摩東部直下地震の震度分布】



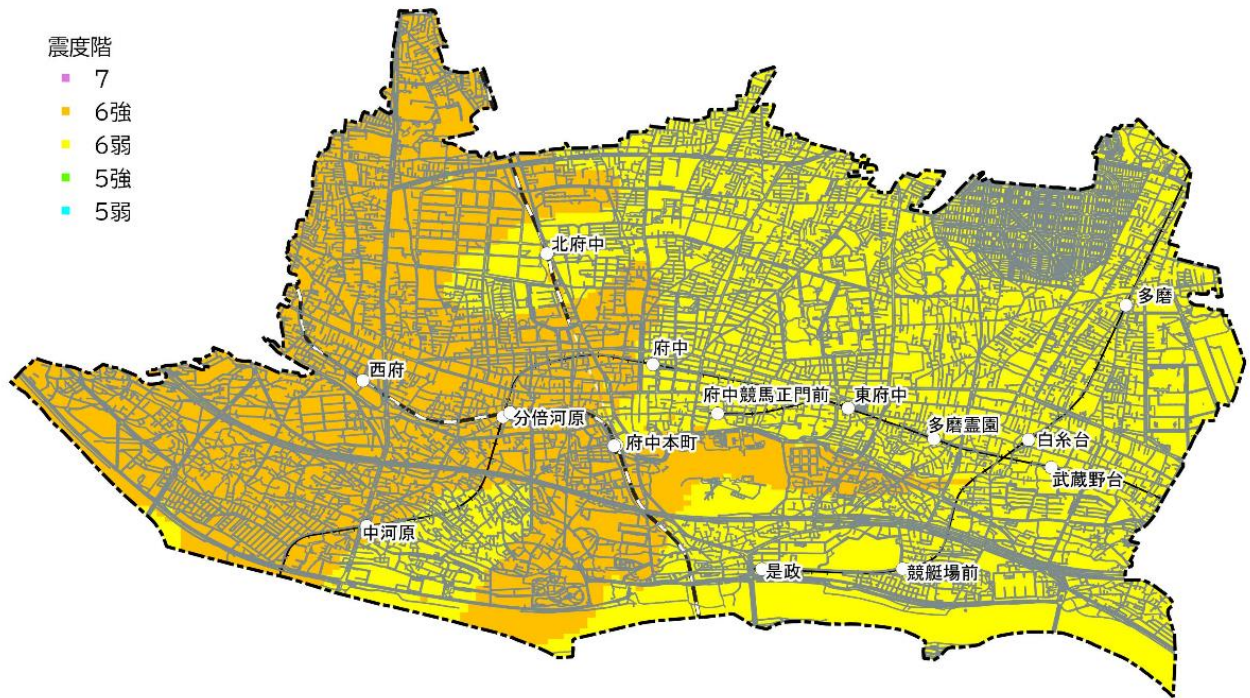
【多摩東部直下地震の液状化危険度分布】



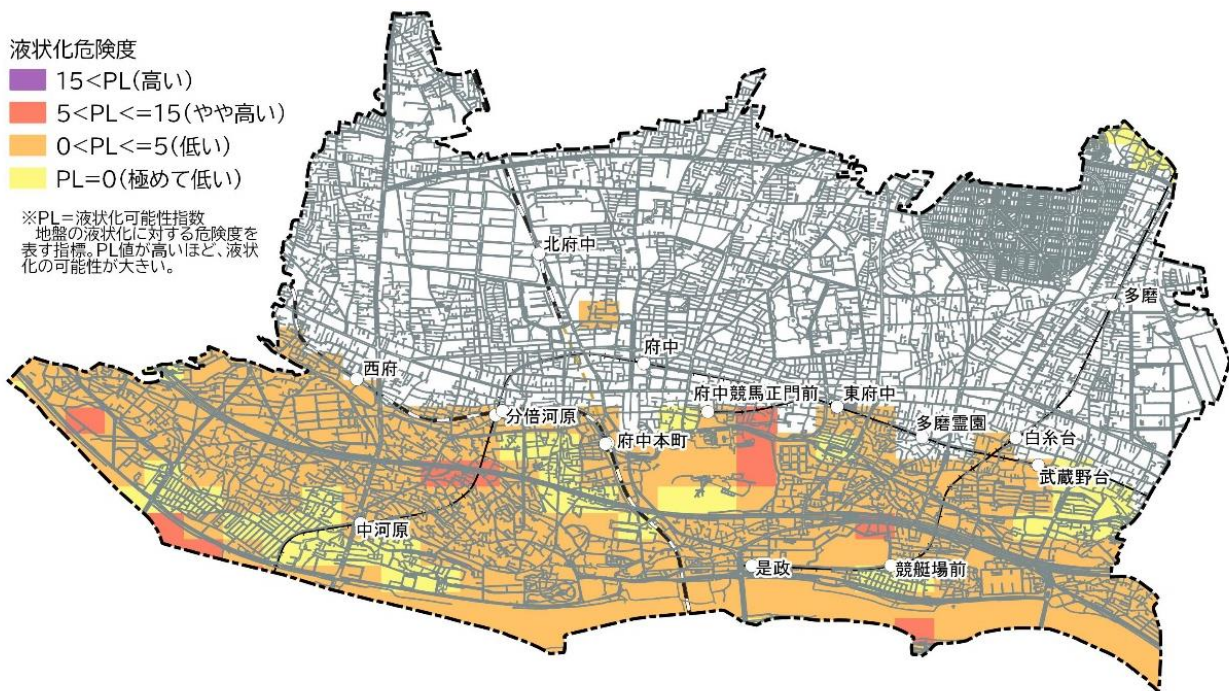


## II 府中市地域防災計画の震災編

### 【立川断層帯地震の震度分布】



### 【立川断層帯地震の液状化危険度分布】



## II 府中市地域防災計画の震災編

### イ 被害想定結果

府中市に甚大な被害をもたらす得る多摩東部直下地震(マグニチュード7.3)及び立川断層帯地震(マグニチュード7.4)における被害数値のうち、各項目の最大値を取る被害を想定しました。

#### 【府中市における被害想定結果】

項目		被害想定結果 (H24)	被害想定結果 (R4)	
最大震度		6強	6強	
建物被害	全壊棟数(棟)	1,559	686	
	半壊棟数(棟)	4,478	2,911	
	出火件数(件)	18	10	
	焼失棟数(棟)	倒壊建物含む。	3,450	1,357
		倒壊建物含まない。	3,364	1,339
人的被害	死者(人)	136	56	
		うち要配慮者の割合(※1)	52.2%	58.9%
	負傷者(人)	1,894	1,080	
		うち重傷者数(人)	239	124
社会的影響	避難者数(人)	39,980	32,570	
	帰宅困難者数(人)	66,153	37,289	
	都内滞留者数(人)	-	250,746	
		うち屋内被災者(人)	-	134,335
		うち業務の割合	-	75.1%
	うち学校の割合	-	24.9%	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター台数(台)	84	245	
	自力脱出困難者数(人)	666	345	
災害廃棄物(万トン)	61	35		
交通	道路(※2)	橋脚・橋りょう被害率(最大)	-	7.2%
	鉄道(※2)	橋脚・橋りょう被害率	-	1.5%
ライフライン	上水道	断水率	45.1%	19.2%
	下水道	被害率	21.3%	3.6%
	電力(※2)	停電率	13.1%	5.9%
	通信(※2)	不通回線率	7.8%	2.7%
	ガス	供給停止率	100.0%	33.0%

※1 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、飽くまで最大値の想定である。

※2 交通・ライフライン被害は、次のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、更なる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。

- ・道路、鉄道被害：橋脚・橋りょう被害、
- ・電力被害：配電設備被害による停電率
- ・通信被害：配電網被害による不通回線率



## II 府中市地域防災計画の震災編

### ウ 地域危険度測定調査結果

地域危険度調査では、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度の三つの危険性について測定されています。

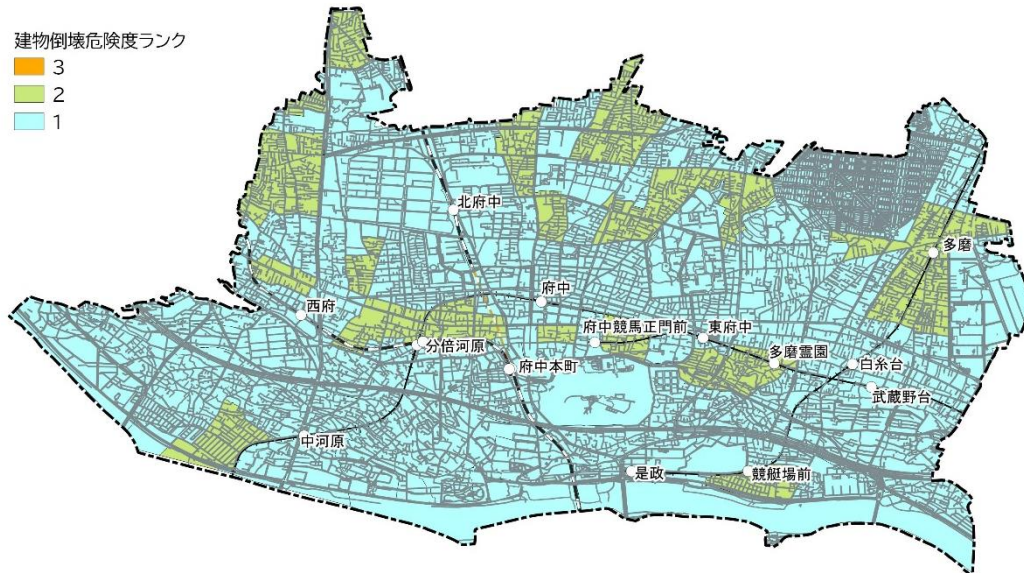
建物倒壊危険度とは、地震の揺れによって建物が傾いたりする危険性の度合いを測定したものです。

火災危険度とは、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性の度合いを測定したものです。

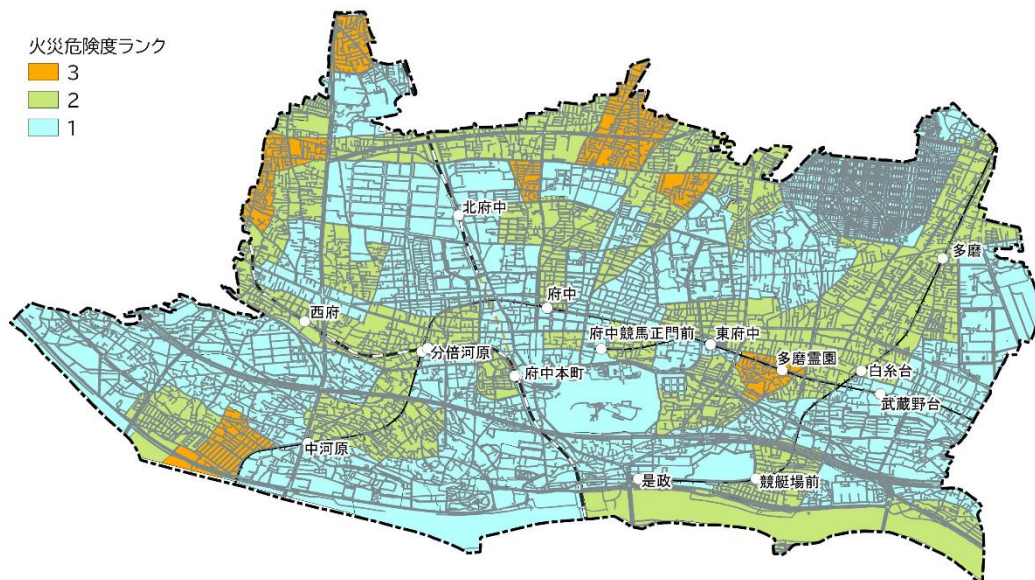
総合危険度とは、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を足し合わせ、避難や消火・救助など各種の災害時活動の困難さを係数として掛け合わせ、一つの指標にまとめたものです。

各種危険度ランクは、5段階の相対評価とし、ランク数値が高いほど、危険性が高いことを示しています。地域危険度調査は、町丁目での地域特性等から評価したものです。

#### 【建物倒壊危険度】

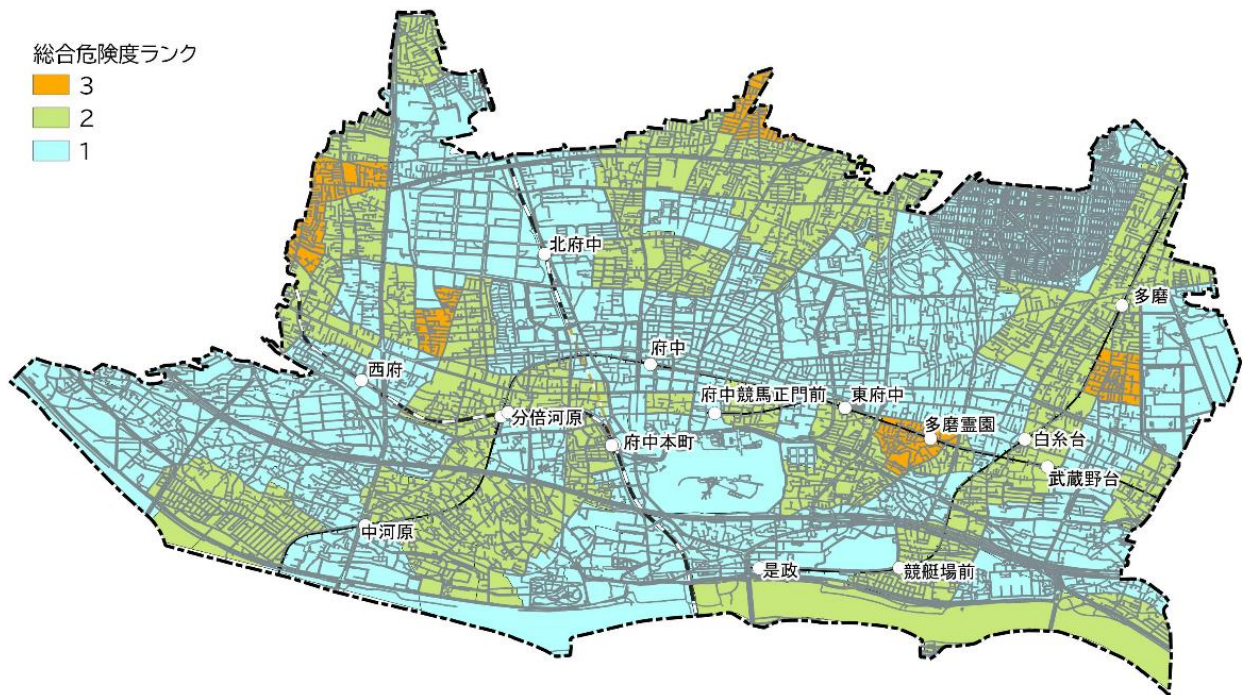


#### 【火災危険度】



## II 府中市地域防災計画の震災編

### 【総合危険度】



### (3) 被害軽減と再生に向けた目標(減災目標)

地震の被害想定を踏まえた減災目標と目標達成のための重点事項を定め、市民、東京都、防災関係機関、事業所と協力して災害対策を推進します。

#### 減災目標

令和12年度までに、府中市内で起こりうる地震被害想定結果による人的・物的被害をおおむね半減する。

※ 首都直下地震による都の被害想定で公表されている数値のおおむね半分とする。

次の3つの視点と4つの分野横断的な視点に基づき、防災対策の具体化を図っていきます。

#### 視点1: 家庭や地域における防災・減災対策の推進

一人一人の防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく。

#### 視点2: 市民の生命と都市機能を守る応急体制の強化

市民や関係機関との情報連絡体制の整備や医療体制の強化、市の業務継続体制の確実な確保などにより、市民の生命と都市機能を守り抜く。

#### 視点3: 全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

居住形態の変化等を踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、市民一人一人の日常を一日も早く取り戻す。

#### 分野横断的な視点1: ハード対策

全ての防災・減災対策の前提となる強靱なまちづくりの加速化

#### 分野横断的な視点2: 多様な視点に配慮

被災経験や被災地支援の教訓をいかし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映

#### 分野横断的な視点3: 防災DXの推進

防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての防災DXを積極的に推進

#### 分野横断的な視点4: 人口構造

若い世代の減少や高齢者の高齢化など、今後の人口構造の変化を踏まえた対策の推進



(4) 複合災害への対応

近年では、令和2年に国内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染拡大の最中に、震度6強の地震や豪雨災害等が発生し、感染症対策を踏まえた避難所の運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされました。

府中市地域防災計画では、新たな被害想定として、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起こり得る事象を踏まえることとしました。

【想定される主な複合災害】

風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大</li> <li>・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合に、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生</li> </ul>
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数センチメートルの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化</li> <li>・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化</li> </ul>
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合に、避難者間で集団感染が発生</li> <li>・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間が掛かる可能性有り</li> </ul>
大規模事故災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震動や液状化により大規模火災、危険物等災害、道路災害等が発生</li> <li>・救援救出活動や物資の輸送、応援の受入れ等に支障を来す可能性有り</li> </ul>



### 3 災害予防計画

#### (1) 地震に強い都市づくりの推進

府中市都市計画に関する基本的な方針(府中市都市計画マスタープラン)に基づき、防災まちづくり事業を効率的かつ総合的に展開しています。

主要な推進施策は、次に示すものです。

##### ア 安全な市街地整備

延焼遮断帯の整備、建築物の耐震化、避難場所や避難経路の整備などを進め、地震に強いまちづくりを推進しています。また、大地震が発生した際の輸送ルートとして東京都が指定した緊急輸送道路の沿道の建築物について、耐震化を重点的に進めています。

無電柱化、バリアフリー化、サイン等の整備など、要配慮者等にも配慮した避難経路の整備、ブロック塀等の倒壊防止対策を進めます。また、防災施設(防火水槽、防災倉庫等)の充実を図ります。

##### イ 災害に強い市街地整備の推進

計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、災害に強い市街地整備を推進します。

##### ウ 地震火災対策の強化

地震による火災や延焼等の防止を図るため、府中市及び府中消防署等は、消防活動路の確保等の安全対策を推進します。

府中市及び府中消防署等は、実践的な出火防止訓練を実施し、市民の防災行動力の向上を図ります。また、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を指導していきます。

その他、地下施設、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について、立入検査等において指導していきます。

##### エ ライフライン施設の防災強化

地震によるライフライン施設の被害を最小限にとどめ、市民に対する上・下水道、電気・ガス・通信等を可能な限り確保することを踏まえ、施設の耐震性を強化するとともに、震災時においても機能確保できる対策を進めます。

## II 府中市地域防災計画の震災編

### オ 建築物(高層建築物を含む)の耐震強化

府中市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修等の促進をさらに進めます。また、府中市は、大地震時に消火・避難誘導、情報伝達等の応急活動の拠点となる市庁舎、防災センター、市立小・中学校、文化センターについて、その拠点としての機能を有効に発揮できるように、適切に維持管理をしていきます。

府中市は、高層建築物において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出・救護体制の整備等を進めます。

府中消防署は、高層建築物の関係者に対し、火災予防、避難、防火・防災管理及び消防対策を指導していきます。

### カ 社会福祉施設等の安全確保

施設と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結を促進しています。また、各施設の自衛消防訓練等の機会を捉え、使用実態に沿った適切な避難行動が習得できる訓練内容の充実指導を図っています。

施設内の点検等を行い、戸棚類の転倒、天井や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、備品等の転倒・落下・移動防止等の安全措置を進めています。

## (2) 初動対応体制の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備し、維持管理していきます。

府中市、自衛隊、警察、消防等の関係機関の能力を最大限発揮できるように、連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動体制を構築していきます。

地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練の実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会を捉え、訓練の実施に努めます。

### ア 府中市の防災拠点の整備

府中市災害対策本部等の機能を有する中央防災センターは、震災等の災害に対して二次災害の防止と被害の軽減を図る災害対策の拠点施設として整備しており、今後さらなる機能の向上と維持管理に努めます。

府中消防署との合築庁舎である利点をいかし、府中市災害対策本部及び消防団本部、府中署隊本部は円滑な連携を図り、迅速な災害対策活動を実施します。

### イ 応急活動拠点等の整備

広域応援に伴い大規模救出救助活動拠点となるオープンスペースについて、その迅速かつ効率的な活用のため、平素から東京都その他関係機関との連携体制の構築、確保、整備に努めています。また、東京都と連携し、市内の利用可能なオープンスペースを関係機関と協議の上、把握し、具体的な使用方法等を確立していきます。

### (3) 広域連携体制の整備

府中市は、災害時において他の自治体の円滑な協力が得られるよう、協定を締結するなど、協力体制を構築していきます。

府中市及び東京都は、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災地等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機(器)材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築しています。

府中市は、全国の自治体や関係機関等からの応援を受け入れ、連携して被災地支援につなげていくため、受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした府中市災害時受援応援計画を策定しています。

### (4) 災害医療体制の整備

震災時の医療救護体制の整備のため、府中市医師会、府中市歯科医師会及び府中市薬剤師会と協定を締結しています。

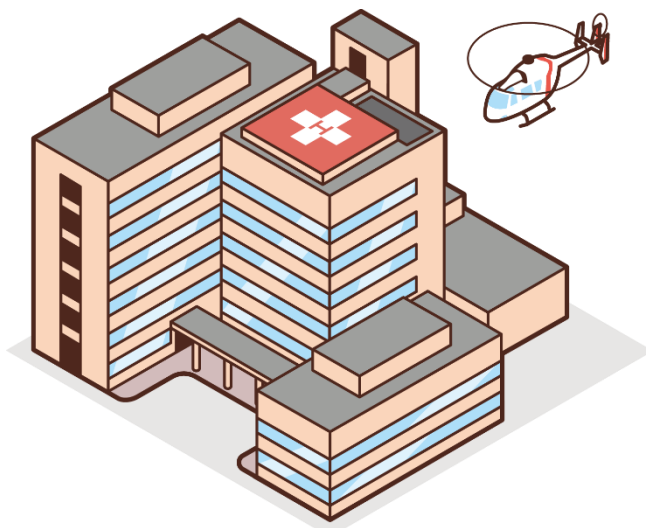
急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置場所を定めています。

#### 【緊急医療救護所設置場所】

病院名等	所在地
榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1
府中医王病院	府中市晴見町1-20
東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29
府中恵仁会病院	府中市住吉町5-21-1

主に重症者の収容・治療を行う災害拠点病院(東京都立多摩・小児総合医療センター)における医療救護活動を円滑に行うため、緊急医療救護所の設置など、環境整備をしていきます。

府中市災害医療コーディネーターを中心とし、医療救護所(緊急医療救護所及び避難所医療救護所)や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行う、医療救護活動拠点を保健センターに設置します。



### (5) 府中市事業継続計画(BCP)

事業継続計画(BCP)とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成したものです。

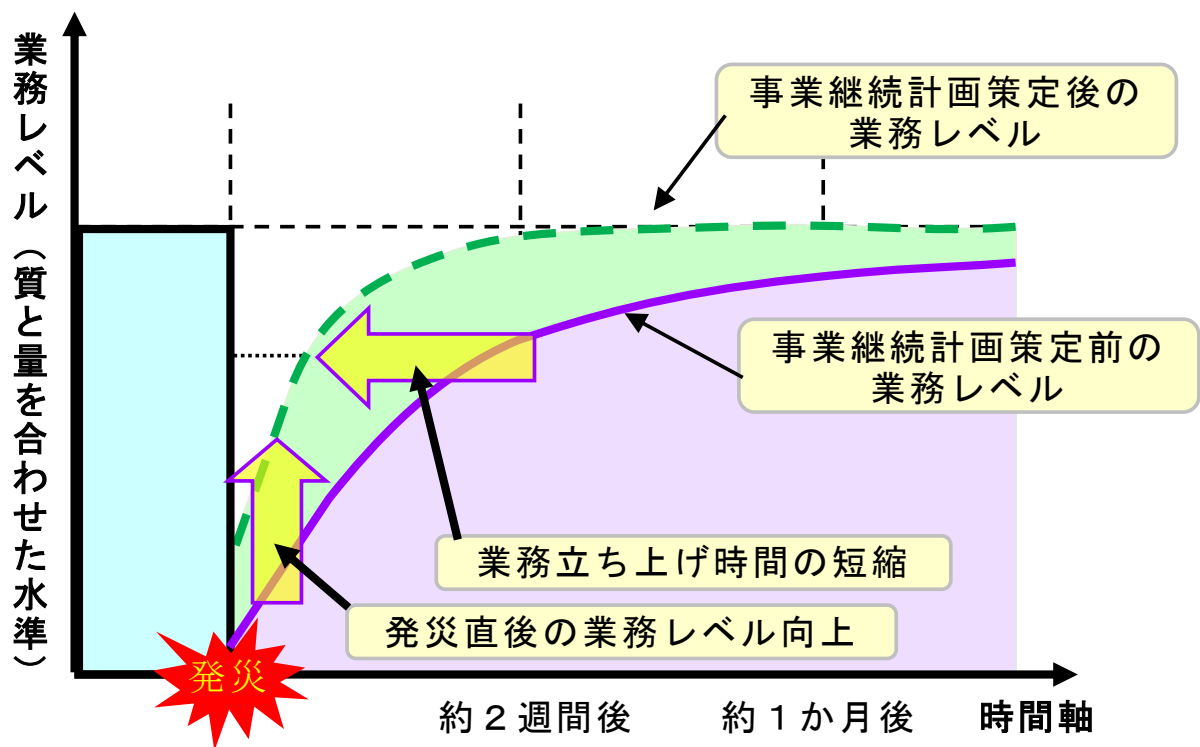
事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図り、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は事業継続計画を策定する必要があります。その内容としては、事業のバックアップのシステムや事務室の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等を事前に計画立案することです。

事業者が事業継続計画を策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保され、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながります。

府中市は、東京都と連携して、事業者団体等を通じて、事業者等が事業継続計画の策定を推進するよう働きかけます。

また、府中市でも受援応援計画を策定し、全国の自治体や関係機関等からの応援を受け入れ、事業を継続できる体制を構築しています。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】



### 4 災害応急・復旧計画

#### (1) 災害対策本部の設置

市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災関係機関として、法令、東京都地域防災計画及び府中市地域防災計画の定めるところにより、東京都、他の区市町村、指定地方行政機関等、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めます。

#### (2) 帰宅困難者対策

府中市地域防災計画では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけでなく市民、事業者、学校など社会全体で連携し、取組を進めることにより、駅周辺を始めとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現していきます。

##### ア 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

大規模な震災が発生した場合には、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、市内において混乱が想定されます。

発災直後から、市内の滞留者に対し、報道機関やSNS等を活用するなどして、可能な限り迅速に安全確保のための行動を呼び掛け、一斉帰宅の抑制に努めます。

職場や一時滞在施設等にとどまった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定しています。

##### イ 一時滞在施設の確保

府中市は、所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請します。また、地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努めています。

##### ウ 徒歩帰宅者への支援

鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、とどまっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがあります。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要があります。

また、東京都は、災害時帰宅困難者支援ステーションの拡充を図る等、帰宅支援を行う体制を整備しています。



### (3) 被災者の避難と受入れ

避難所の開設に際して、学校施設を活用する一次避難所では、避難所管理運営マニュアルに基づき、学校、行政、地域の各主体が連携して開設作業・管理運営を行います。郷土の森総合体育館を活用する場合は、府中市避難所管理運営マニュアル策定ガイドラインより、可能な規定を準用することで体制整備を図ります。

#### ア 避難所の開設

避難所の開設は以下の手順で行います。



#### イ 被災者の受入れ

府中市は、次の点に留意します。

- ① 被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で行います。
- ② 管理責任者は、管理運営に際して、女性・要配慮者等の視点に配慮します。
- ③ ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の自治体に対して協力を求めます。

#### ウ 避難所の運営管理

避難所管理運営マニュアルに基づき整備した体制で管理運営を行います。

女性の参画を推進するなど、女性や要配慮者等の視点を踏まえた対策を行います。

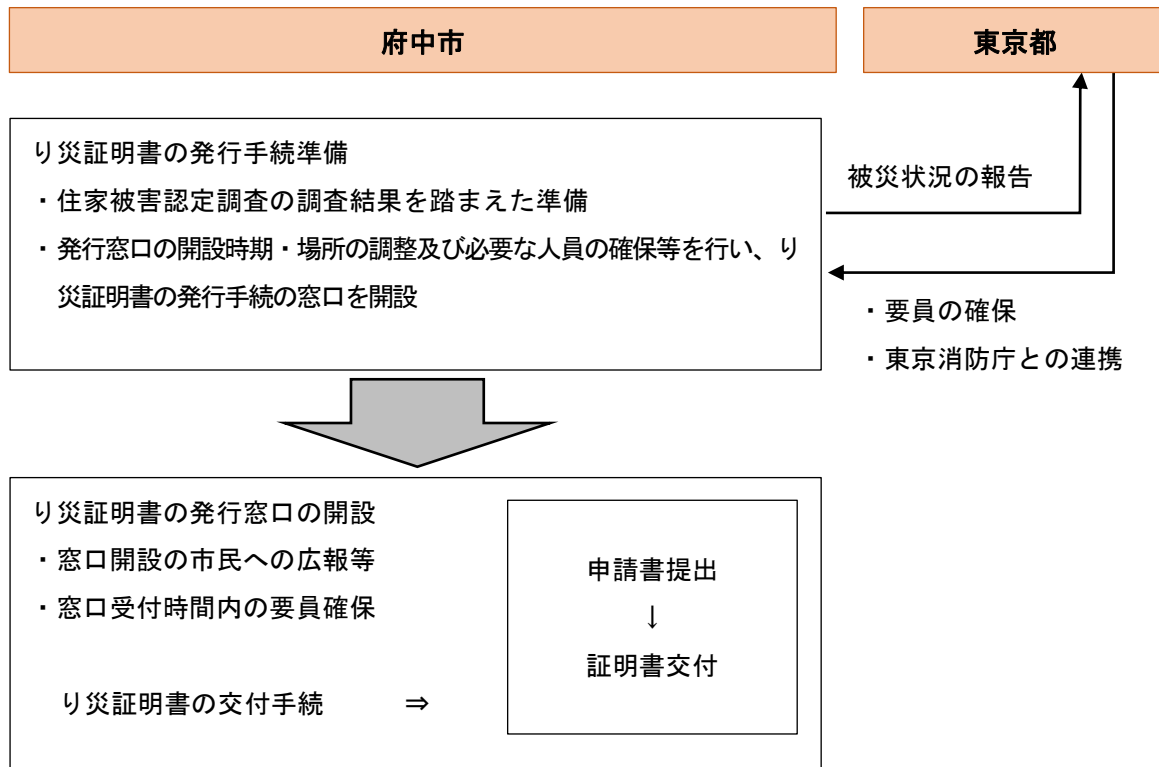
また、水洗トイレが不足する場合において、市は仮設トイレ等を確保します。

避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、備蓄した仮設トイレ・マンホールトイレ等により対応します。簡易トイレ、組立トイレ又は便槽付きの仮設トイレ等の多様な災害トイレを用意して、避難場所の衛生環境を確保します。

### (4) 住家被害認定調査・り災証明書

住宅の被害状況を迅速に調査するため、府中市は府中消防署と連携を図り、体制を整備しています。また、災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、り災証明書を遅滞なく交付するための体制整備を図ります。

#### 【り災証明書の交付手順】



### (5) 飲料水の供給

震災時における飲料水の確保は、被災者の生命維持に欠かせない極めて重要なことです。そのため、府中市及び東京都において飲料水の確保を図り、災害発生の際、飲料水が枯渇又は汚染する等により飲料水に適する水を得ることができない市民に対して、必要な量の飲料水を供給できるよう施策を推進していきます。

### (6) 災害ボランティア活動

#### ア 一般ボランティア

府中市は、府中市社会福祉協議会等と連携し、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援します。また、災害時には、協定に基づき、府中市社会福祉協議会が中心となり、府中市災害ボランティアセンターを設置し、必要な情報や資機(器)材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援します。



## II 府中市地域防災計画の震災編

### イ 専門ボランティア

災害時に資格や経験を有する東京都の登録ボランティアの派遣を東京都に要請します。

府中警察署は、交通規制支援ボランティアへの支援要請を行います。

東京消防庁は、東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部を設置し、東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請を行います。

## (7) ライフライン等の応急・復旧対策

### ア 電気施設

電気事業者は、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施します。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、各電気事業者対策本部にて全ての資材を管理・確保します。

非常災害対策用の資機(器)材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図ります。

震災時においても送電を継続することを原則としますが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じます。

各電気事業者で策定した災害時連携計画及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて応急・復旧対策を実施します。

### イ ガス施設

ガス事業者は、地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集します。

社内事業所、官公庁及び報道機関等からの被害情報の収集を行い、施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整・修理していきます。

被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努めます。

その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を講じていきます。

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合は、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努めます。

### ウ 通信施設

各通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保します。災害時には被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、各種情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行います。

被災した電気通信設備等の応急・復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事より優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努めます。

## II 府中市地域防災計画の震災編

### 工 鉄道機関

震災が発生した場合においては、各鉄道事業者は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置します。

災害情報の連絡及び応急措置の指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用します。

### オ バス機関

バス事業者は、震災が発生した場合において、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに措置を講じ、被害の拡大防止に万全を期します。

### カ 放送機関

各放送機関は、震災が発生した場合において、被害の状況等に応じ、災害対策本部、緊急事態対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、防災応急対策に万全を図ります。

災害時における放送の重要性に鑑み、施設の応急復旧等必要な措置を講じ、早期に緊急報道体制を確立し、社会的混乱の防止を目的として、緊急放送を実施します。放送に当たっては、市民の避難誘導など人命に関わる緊急情報を優先的に放送します。

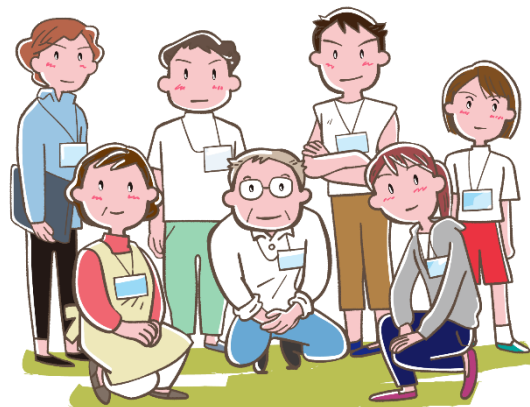
気象庁、東京都、府中市その他防災関係機関との連絡を密にし、協定等に基づく放送要請があった場合は、形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送します。

## (8) 保育・学校の対応

災害時における児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、府中市立小学校、中学校における災害予防、応急対策等について万全を期する必要があります。

府中市及び学校等は、応急教育に関する計画を作成しておくものとします。

東京都は、学校危機管理マニュアルを作成しています。東京都が作成するマニュアルを基にし、学校等は、学校危機管理マニュアルを作成し、各市立学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修に本マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図ります。



### 5 災害復興計画

#### (1) 復興対策

市内に大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要があります。

応急・復旧は、対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものです。

被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していきます。

復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。

復興を円滑に進めるためには、地域住民との復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要となります。合意形成を図るには、地域ごとに復興の在り方を協議する市民組織の結成が不可欠であり、府中市では、既存の市民組織等をその母体とします。

復興のプロセスは、その担い手により、被災者個人による独自復興、市主導による復興、地域力をいかした地域協働復興という3つのパターンが考えられます。

### 6 南海トラフ地震等防災対策

#### (1) 南海トラフ地震に関する情報の発表

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震です。

南海トラフ沿いにおけるマグニチュード6.8以上の地震の発生や東海地域に設置されたひずみ計における有意な変化の観測等、異常な現象が観測された場合には、気象庁により、有識者及び関係機関の協力を得て南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会が開催され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査が行われます。

この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報が発表されます。



## II 府中市地域防災計画の震災編

### 【情報名と発表基準】

情報名	発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震 関連解説情報(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。)</li> </ul> <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

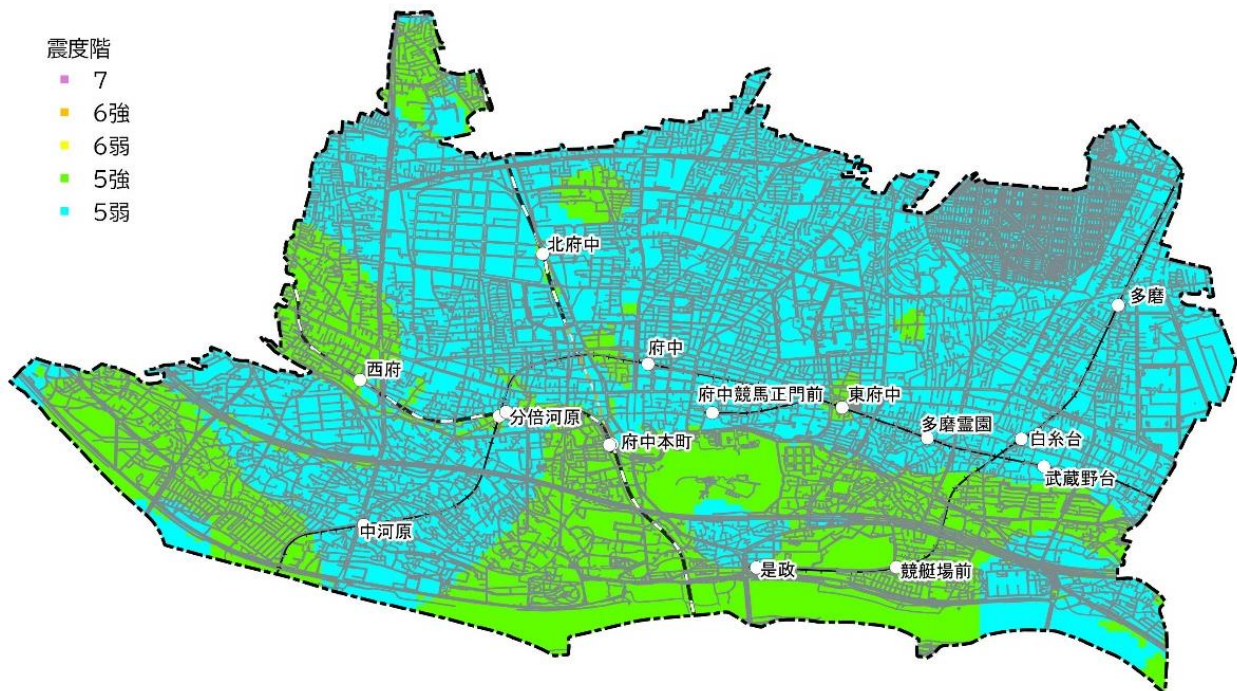
## (2) 南海トラフ地震等防災対策

南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や異常な現象が観測された場合には、気象庁により調査が行われ、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が高まった場合、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されます。

### ア 南海トラフ地震の被害想定

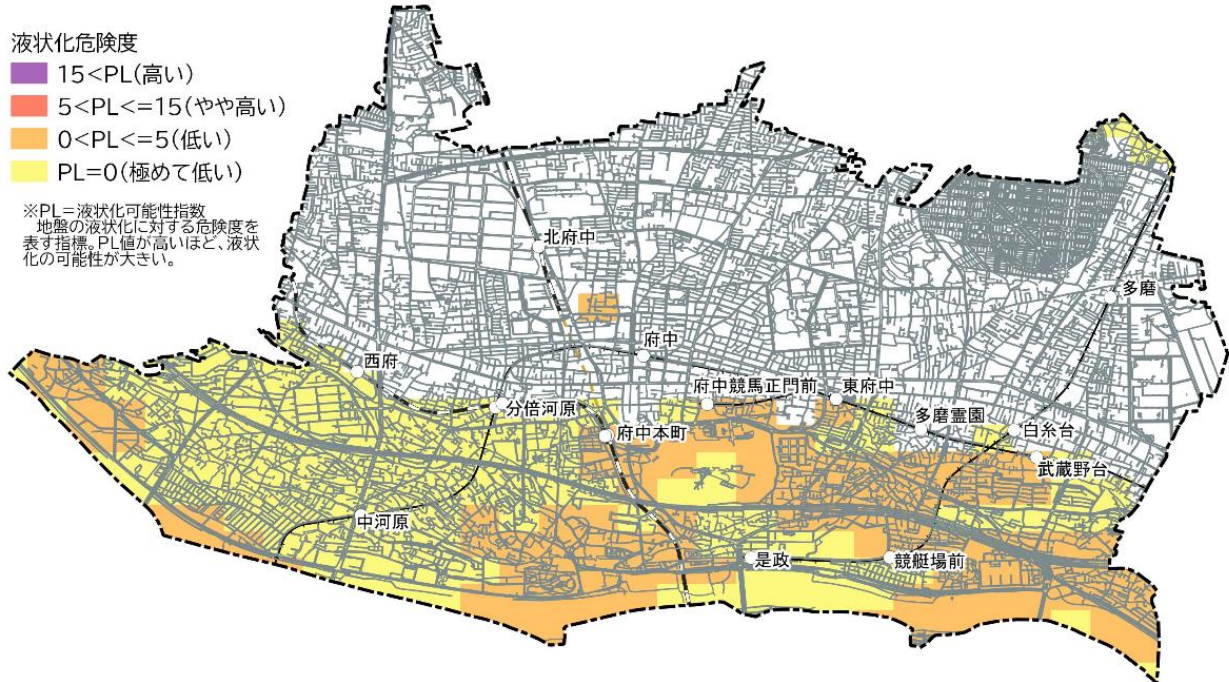
東京都の被害想定では、府中市の南部および東部において、最大震度5強が想定されています。

#### 【南海トラフ地震の震度分布図】



## II 府中市地域防災計画の震災編

### 【液状化危険度分布図】



### イ 南海トラフ地震による防災対応

府中市、市民や事業所等は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス(マグニチュード9クラス)の後発地震の発生を想定し、次の防災対応を行います。

- ① 市長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されると、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。
- ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された場合、市民が慌てて地震対策を行うことがないよう、地震への備えについて周知し、平常時からの対策を促します。
- ③ 府中市は、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努めます。
- ④ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された場合、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をすることなどを府中市は周知します。
- ⑤ 不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを府中市は周知します。

## Ⅲ 府中市地域防災計画 風水害編

### 1 風水害編の構成と内容

国は、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保や災害対策の実施体制の強化を図るため、令和5年5月に災害対策基本法等を改正しました。

東京都においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生じる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われています。

想定し得る最大規模の降雨があった場合、府中市は、多摩川の氾濫や、内水氾濫により、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられます。

被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者等に対して、きめ細かい配慮が必要と考えます。

府中市地域防災計画では、府中市、防災関係機関、事業所及び市民が行うべき防災対策を対応段階に分けて、次のとおり、計画の内容を構成しています。

#### 【構成と主な内容】

構 成	主 な 内 容
第1部 総則	計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念
第2部 災害予防計画	府中市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置
第3部 災害応急・復旧計画	風水害発生後に府中市及び防災関係機関等が取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第4部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第5部 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称・所在地を定める施設	水防法及び土砂災害防止法に基づき名称・所在地を定める事業所等に関する事項等



## 2 総則

### (1) 浸水想定・土砂災害予測

#### ア 浸水想定区域

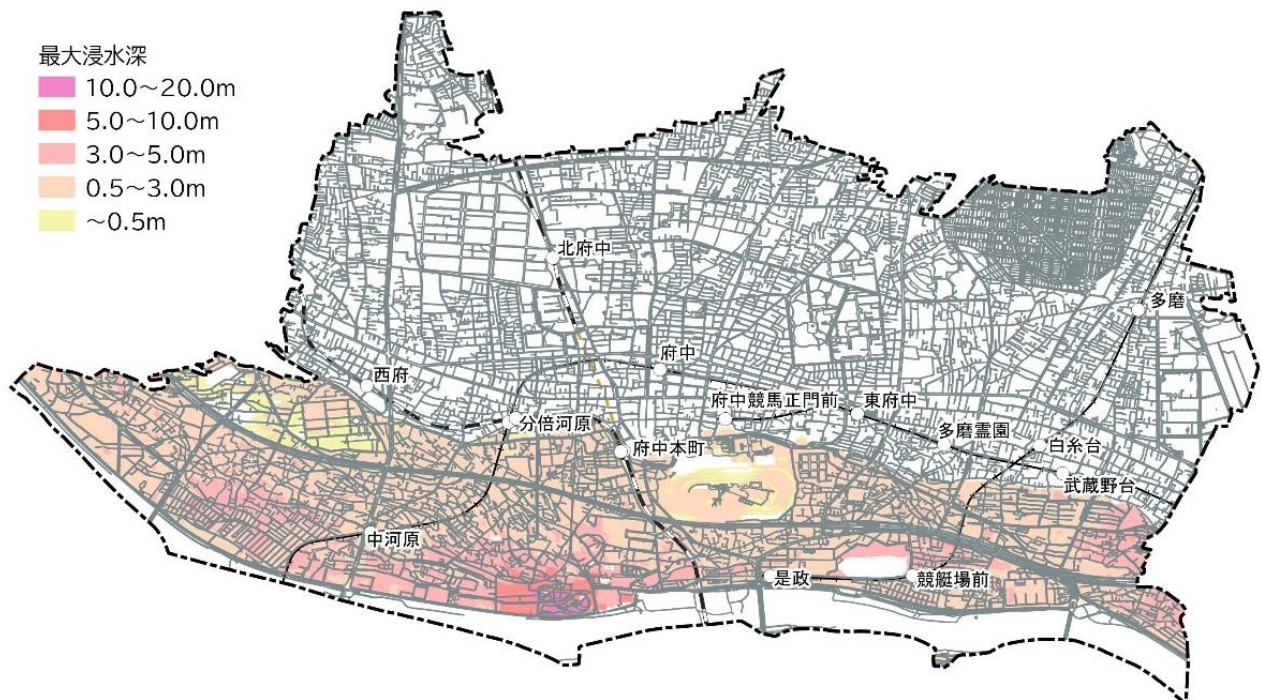
府中市では、多摩川と野川において氾濫した場合に浸水が想定されている。各河川において想定されている降雨量は、次に示すとおりである。

【対象河川と想定される総雨量】

対象河川	想定される総雨量	作成者
多摩川	多摩川の流域で48時間の総雨量588mm	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所
野川	野川の流域で24時間総雨量690mm	東京都都市型水害対策連絡会

市内に甚大な被害をもたらし得る多摩川の氾濫及び都立武蔵野公園の一部に影響を及ぼす野川の氾濫について、浸水想定区域は次のとおりです。

【多摩川・野川の浸水想定区域図】





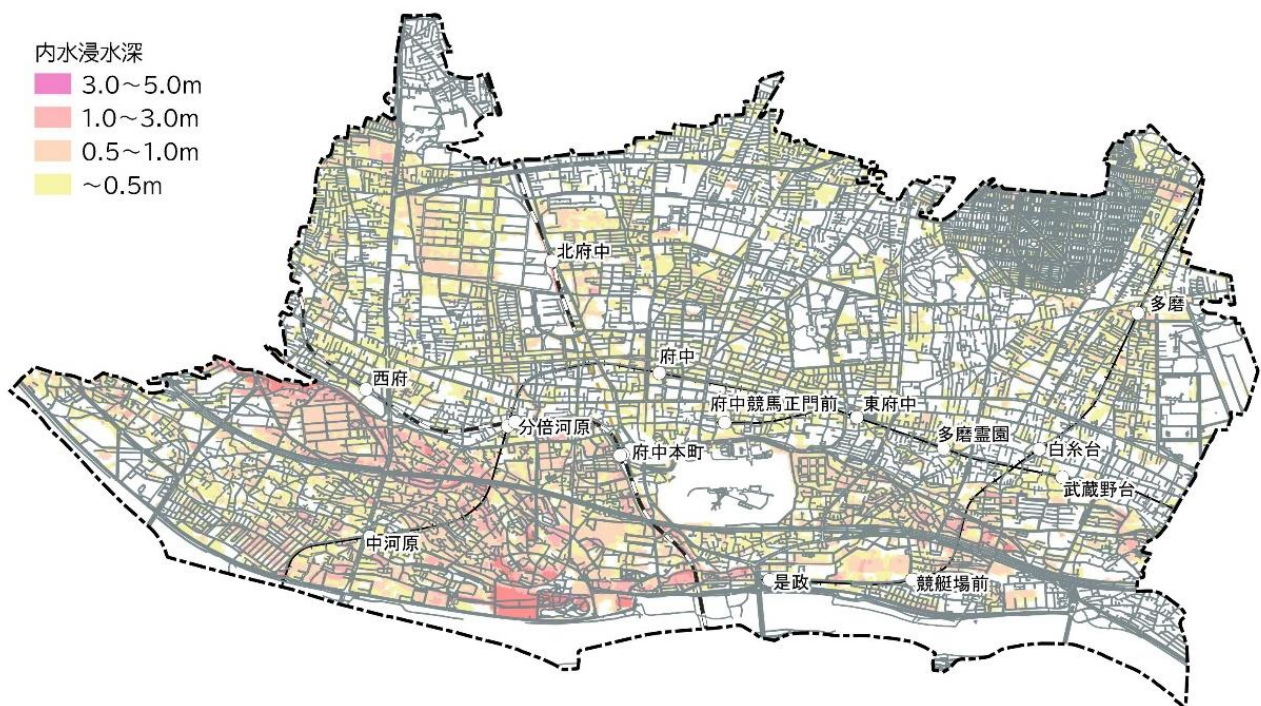
### Ⅲ 府中市地域防災計画の風水害編

#### イ 内水氾濫

想定最大規模の降雨(総雨量690ミリメートル、時間最大雨量153ミリメートル)による浸水区域を想定している野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図と、想定最大規模の降雨(総降雨量690ミリメートル、時間最大降雨153ミリメートル)による浸水区域を想定している北多摩一号処理区や北多摩二号処理区浸水予想区域図の情報を統合して、市内の浸水等の区域を示した内水氾濫マップが整理されています。

市内で内水氾濫の発生するおそれのある区域には、多摩川沿いの各地域で最大2メートルの浸水が起こる地域があります。また、府中市北部の新町1～3丁目の一部や栄町1・2丁目の一部で最大1メートル程度の浸水の可能性が示されています。

#### 【内水氾濫マップ】



### Ⅲ 府中市地域防災計画の風水害編

#### ウ 土砂災害

市内では、おおむね立川崖線(府中崖線)に沿っている地域が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

市内で土砂災害が発生する可能性のある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は次のとおりです。

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図】



## (2) 被害軽減と再生に向けた目標(減災目標)

東京都は、水防意識社会の実現を目指し、東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針を策定し、これまで3回の改定を行っています。

その中で、東京都は、令和8年度までに達成すべき減災目標を、東京都管理河川の氾濫等に伴う水害に対し、確実・迅速な情報伝達及び避難指示等の発令体制を構築することにより人的被害をなくすこと及び関係機関が積極的な連携の下、実施される水防活動により物的被害を最小限にとどめることを目指すと定めています。

これを踏まえ、東京都全体の減災目標達成と、府中市の人的・物的被害の軽減と市内の早期復旧・復興のため、府中市は、河川・内水氾濫の被害想定を踏まえた次の減災目標と目標達成のための重点事項を定め、市民、東京都、防災関係機関、事業所と協力して災害対策を推進します。

### ア 減災目標

#### 減災目標

令和8年度までに多摩川・野川の氾濫等に伴う水害に対し、「人的被害をなくすこと」及び「物的被害を最小限にとどめること」を目指す。

### イ 目標達成のための重点事項

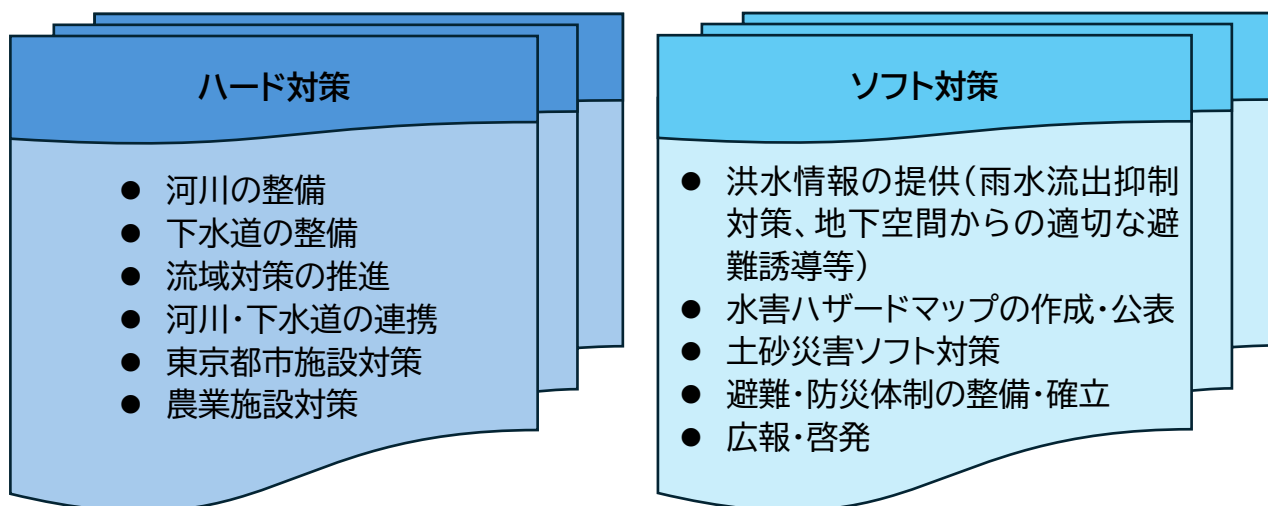
- ① 円滑かつ迅速な避難のための取組
  - ・情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・平時からの市民等への周知・教育・訓練に関する事項
  - ・円滑かつ迅速な避難に関する施設等の整備に関する事項
- ② 的確な水防活動のための取組
  - ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
  - ・多様な主体による被害軽減対策に関する事項
- ③ 氾濫水の排水に関する取組
  - ・氾濫水の排水に関する取組
- ④ その他の取組
  - ・災害時及び災害復旧に対する支援強化
  - ・災害情報等の共有体制の強化

## 3 災害予防計画

### (1) 水害予防対策

防災関係機関と連携して洪水時の避難指示の基準の整備、水防資材の整備等の避難・防災体制の整備・確立に努めます。

府中市及び防災関係機関は、これらのハード・ソフト対策とともに、広く市民を対象とした広報、啓発活動を様々な方法により行います。



#### ア 豪雨対策

東京都は、行政や地域、民間企業等のあらゆる主体による豪雨対策の取組を推進していくことで、2040年代の将来像として、気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対して安全・安心なまちを目指しています。

今後の豪雨対策においては、年超過確率20分の1(多摩部時間75ミリ)の降雨に対して床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策等の施策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進します。

東京都豪雨対策基本方針による豪雨対策の方向性は、次のとおりです。

- ① 河川整備
- ② 下水道整備
- ③ 流域対策
- ④ 家づくり・まちづくり対策
- ⑤ 避難方策

府中市は、東京都等と連携し、豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、これらの5つの豪雨対策を強化していきます。



### Ⅲ 府中市地域防災計画の風水害編

#### イ 下水道の整備計画

多摩地域においては、分流式で整備した地域は、污水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生していました。また、雨水の放流先となる河川がないなど、府中市単独では雨水排除が困難で、かつ、浸水被害が複数の市にまたがる地域があります。

これらの状況を改善するため、東京都による流域下水道計画が進められており、府中市は、当該計画に基づき、東京都と連携して下水道の整備を図っていきます。

## (2) 災害予測(警戒)区域

水防法の改正により、国又は東京都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しています。

さらに、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設として、府中市地域防災計画に定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されています。また、避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた府中市は、避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告を行うことができます。

### ア 浸水想定区域

府中市は、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めています。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難場所及び避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場その他の施設又は要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

府中市は、国土交通省令で定めるところにより、府中市地域防災計画において定められたこれらの事項を市民、滞在者その他の者に周知するため、水害ハザードマップ等これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じています。

### イ 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、東京都により、市内には、土砂災害警戒区域24か所、土砂災害特別警戒区域15か所が指定されています(令和6年3月現在)。

府中市は、東京都から伝達される情報を基に、土砂災害警戒情報に基づく行動計画等について定めています。

市内に土砂災害警戒情報が発令された際、府中市は、直ちに市ホームページ、SNS、メール等を通じて市民に情報提供をして注意喚起を行います。また、避難が必要な市民に対して避難指示等を発令するなど、適切な避難行動を促します。

### (3) 避難所の指定

#### ア 風水害時の避難所

風水害時には、避難者の特性に応じた避難所の開設を行います。

平常時にはハザードマップの配布などにより、避難所や避難路等の周知に努めています。

#### 【避難所の考え方】

名称		活用する期間	活用内容
避難所	自主避難所	・風水害の発生危険がある場合又は、風水害が発生し、生活に支障がある方が多く存在している期間	・身の安全を守る。 ・自宅での生活に支障のある方が生活をする。
	徒歩避難者専用避難		
	車両避難可の避難所		
	要配慮者専用避難所		・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者など、その他の避難所での生活に支障のある方が生活をする。

#### (ア) 避難所

避難所とは、風水害等による家屋の浸水などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、文化センター等の建物をいいます。

避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3平方メートル当たり2人としています。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを参考にし、避難所が過密にならないよう努めます。

#### (イ) 要配慮者専用避難所

バリアフリー設備のある施設を、高齢者、障害者、妊産婦などの配慮を要する避難者が、付き添いの方と一緒に利用できる避難所とし、車両で避難することを想定して、専用の駐車場を設けることといたします。

#### (ウ) 車両避難が可能な避難所

浸水想定区域から遠い位置に所在する施設を車両避難が可能な避難所としています。

#### (エ) 自主避難所(早期開設避難所)

暴風雨や公共交通機関の運休により避難が困難になる前に、避難指示などの発令を待たずに自主的な避難を行う避難者を受け入れるために、早期に開設する避難所として指定しています。

### Ⅲ 府中市地域防災計画の風水害編

#### (オ) 土砂災害時に使用可能な避難所

土砂災害時に使用可能な避難所を指定しています。

#### (カ) その他

ペット同伴避難可の避難所として、小・中学校及び文化センターを指定しています。

### イ 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称・所在地を定める施設

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施および結果報告等の防災対策をより促進していくため、水防法及び土砂災害防止法により定められた要配慮者利用施設の範囲を新たに追記しました。

## 4 災害応急・復旧計画

### (1) 災害対策本部の設置・運営

府中市災害対策本部の設置時に、本部長は、水防非常配備態勢を発令します。

本部長は、風水害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して水防非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる水防非常配備態勢の指令を発することができます。

### (2) 土砂災害応急対策

#### ア 早期避難対応

東京都災害情報システム(DIS)や防災情報提供システムにより区域の降雨量を把握するとともに、府中消防署、市民等と協力し、大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたとき又は市内に相当の降雨があったときは、次により市民等の早期の避難対策を講じます。

土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民等に対して避難指示を発令します。また、市民等からの前兆現象の通報等により、適宜、避難指示等が発令します。

#### イ 事前避難と住民等への情報伝達

危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対して、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行います。

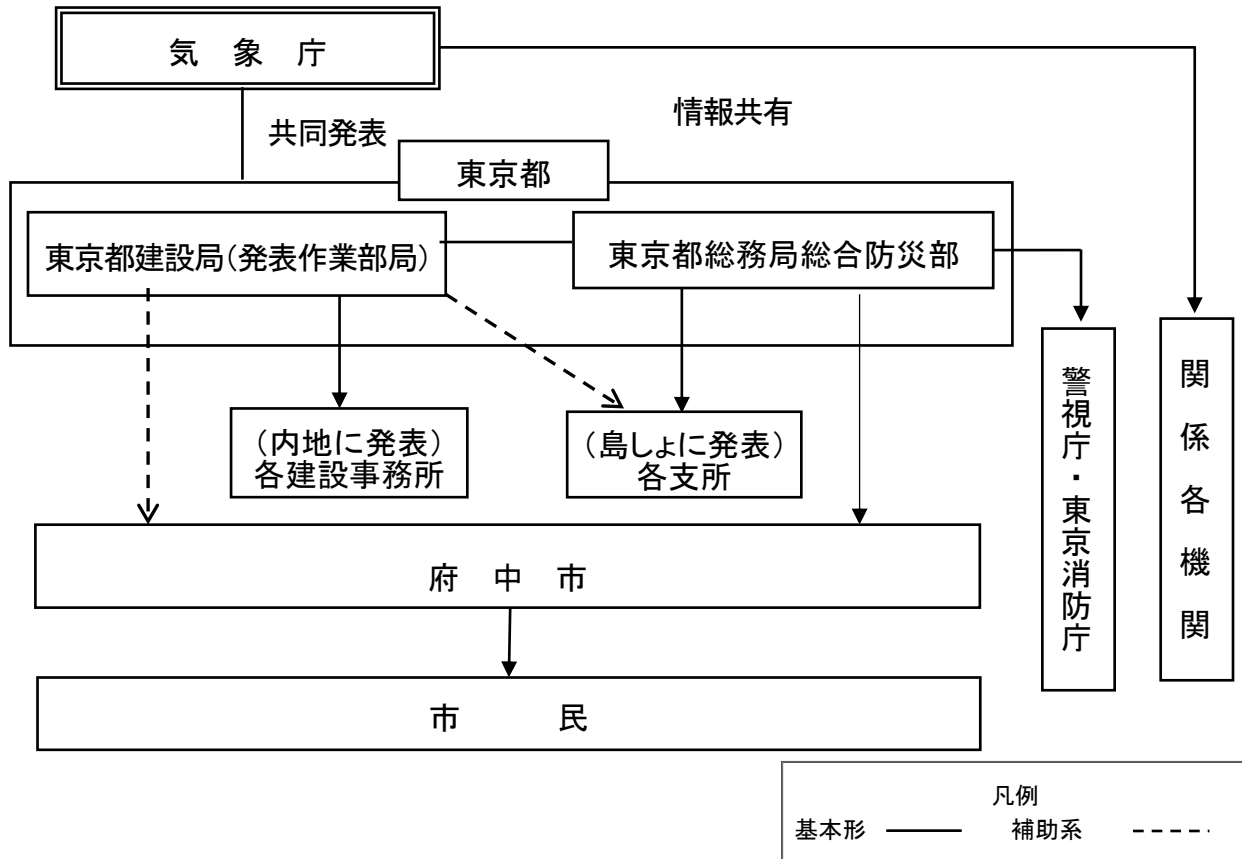
土砂災害警戒情報が発表されたときや崖崩れの前兆現象を把握したときなど土砂災害の発生が予想される場合は、避難指示等が発令し、住民等に伝達します。特に、具体的に危険が予想される住民等に対しては、個別伝達に努めます。

土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行います。伝達を受けた場合は、受令確認を行います。



### III 府中市地域防災計画の風水害編

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



## 5 災害復興計画

災害が発生した場合、速やかに災害復旧(復興)に必要な資金需要額を把握し、財源確保に努めます。

### (1) 復興対策

市内に大規模な風水害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要があります。

応急・復旧は、対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものです。

被災後間もない段階での応急・復旧対策は、質的な変化を伴いつつ、徐々に復興対策へと進行していきます。

復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。

## IV 府中市地域防災計画 大規模事故災害編

### 1 大規模事故災害編の構成と内容

府中市地域防災計画では、府中市、防災関係機関、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる力を発揮して、主体間で連携を図ることにより、自助・共助・公助を実現します。大規模事故災害の予防対策、応急・復旧対策を実現するため、必要な体制や役割分担などを明確にし、総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図ります。大規模事故災害が発生した際には、市民の生命・身体、財産などを保護するとともに、市内の被害を最小限にし、都市機能の維持及び防災力の向上を図ることを目的としています。

府中市地域防災計画では、府中市、防災関係機関、事業所及び市民が行うべき防災対策を対応段階に分けて、次のとおり、計画内容を構成しています。

#### 【構成と主な内容】

構 成	主 な 内 容
第1部 総則	計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念
第2部 災害予防計画	府中市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置
第3部 災害応急・復旧計画	大規模事故災害発生後に府中市及び防災関係機関等が取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等

## 2 総則

### (1) 想定事故災害

府中市地域防災計画の対象として想定する災害は、災害対策基本法第2条第1号及び同施行令第1条で定める災害のうち、大規模な火災又は爆発その他の大規模な事故等による災害であって、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものとししました。

想定する災害種別は、次のとおりです。

#### 【想定災害の種別】

種 別	災 害 例
大規模火災	市街地での火災の延焼、高層建築物火災 等
危険物事故	危険物等災害、火薬類災害、高圧ガス災害、毒物・劇物災害、放射線等使用施設災害、危険物輸送事故 等
大規模事故	航空機事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害、地下工事事故 等
火山災害	火山噴火降灰

## IV 府中市地域防災計画の大規模事故災害編

### ア 大規模火災

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者が発生し、地域の社会経済基盤の喪失が想定されます。

### イ 危険物事故

府中市には、危険物製造所等、高圧ガス等関連施設、毒物・劇物施設、放射線等使用施設があり、これらの各施設において大規模な事故が発生した場合、社会的な影響が想定されます。

### ウ 大規模事故

#### (ア) 鉄道事故災害

市内で運行される鉄道施設において脱線、衝突が発生し、多数の死傷者の発生が想定されます。また、火災及び化成品等輸送列車に事故が発生した場合、社会的な影響が想定されます。

#### (イ) 道路事故災害

中央自動車道では、大量の車両が走行しています。また、東京八王子線(東八道路)等都市計画道路も部分的に開通しています。このため交通量が激しく、かつ、ふくそうし、危険物輸送車両等大型車両の運行も多い状況です。衝突等の交通事故により死傷者を伴う災害、大規模な車両火災、危険物輸送車両の事故等が発生した場合、社会的な影響が想定されます。

また、救助救急の増加と大規模救助救急事象の発生が危惧されます。

#### (ウ) 航空機事故災害

府中市の上空は、多数の航空機が飛行しており、市内で航空機事故が発生した場合、多数の死傷者の発生、周辺の火災が想定されます。

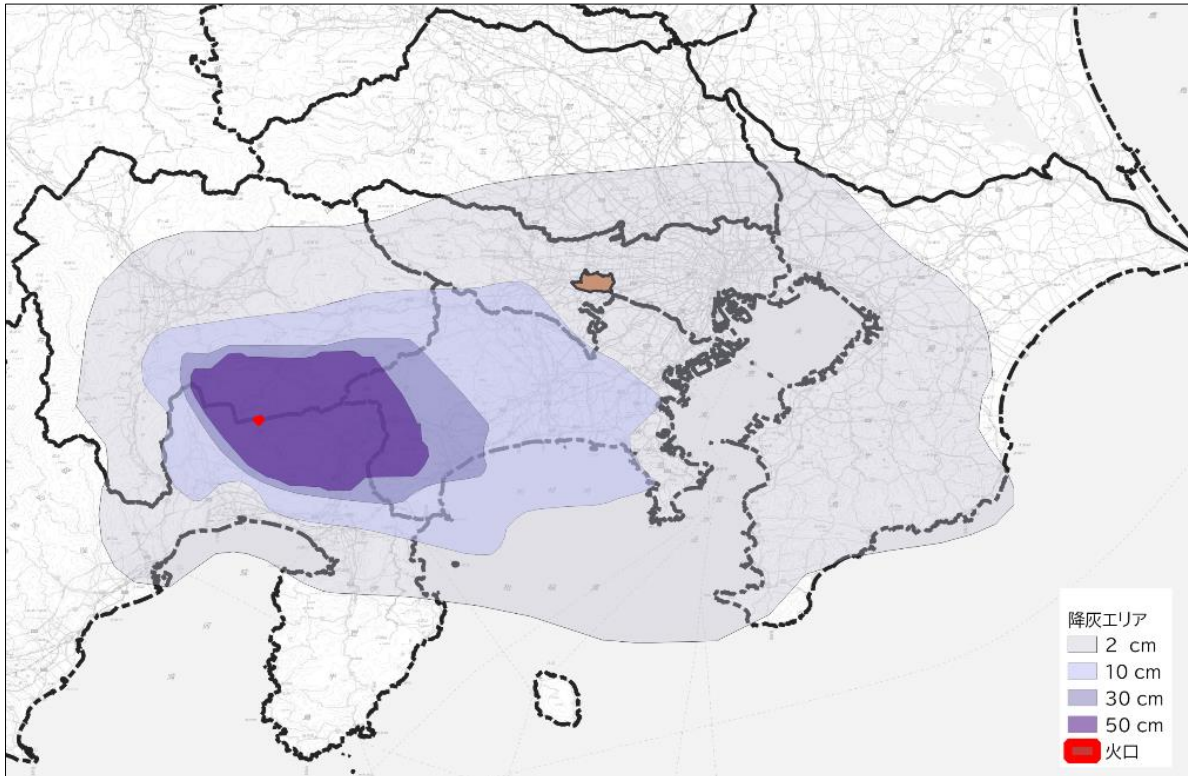


## エ 火山災害

府中市で想定する火山噴火降灰は、富士山の噴火によるものとしています。富士山噴火による被害想定は、国が平成16年6月に公表した富士山ハザードマップ検討委員会報告書に示されています。

府中市は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、降灰に起因する健康被害、建物被害、交通・ライフライン・商工業・観光業への影響が想定されます。市内では、約2センチメートルの降灰が想定されています。

【降灰予想図(降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲)】



## 3 災害予防計画

### (1) 大規模火災予防対策

府中市で想定される大規模火災としては、木造密集地域、市街地での火災の延焼、及び高層建築物火災(社会的に影響の大きい不特定多数の人が出入りする高層建築物)があります。

火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、耐震化、避難路、避難場所・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を東京都と連携して行い、災害に強い都市構造の形成を図ります。

また、SNS 等各種媒体を通して市民に対して防火意識の向上を図ります。

## (2) 危険物事故対策

市内には、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物施設、放射線等使用施設及び都市ガス施設があります。

危険物等は、小事故であっても、初期の対応を誤ると大災害になる危険性が高く、市民生活にも大きな影響を及ぼすことになります。

事業者は、労働安全衛生法や各種物質の取扱い等に関する法令に基づき、化学工場等の施設や輸送中の危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、爆燃及び危険物又は毒性ガス漏洩等の災害を予防し、また発災時においては、関係者に適切な技術的助言、情報の提供を要請すること等適切な対策を講ずることにより被害の軽減を図り、市民の生命、身体、財産を保護します。

## (3) 大規模事故対策

府中市で想定される災害としては、航空機事故、鉄道事故、道路・橋りょう災害、地下工事事故があります。

防災関係機関は、これらの事故を予防し、また発災時において適切な対策を講ずることにより被害の軽減を図り、市民の生命、身体、財産を保護します。

## (4) 火山噴火降灰対策

降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいです。特に交通への影響が大きく、鉄道は微量の降灰であっても地上路線の運行が停止します。降り積もった降灰により、道路では視界不良による安全運航困難、鉄道停止に伴う交通量増による速度低下や渋滞が発生します。

### ア 火山情報の伝達体制等

#### (ア) 噴火予報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。

#### (イ) 噴火警報

火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表されます。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。

#### (ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民が取るべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。

市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付けられています。



## (I) 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供します。

### ① 降灰予報(定時)

- ・ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・ 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
- ・ 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

### ② 降灰予報(速報)

- ・ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
- ・ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

### ③ 降灰予報(詳細)

- ・ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- ・ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表
- ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供

## 4 災害応急・復旧計画

### (1) 大規模火災事故の応急対策

火災の状況に応じて速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、大規模な火災が発生した場合に必要と認めるときは、府中市災害対策本部を設置し、速やかに東京都に対し設置状況等を報告するとともに、東京都、防災関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整えます。

### (2) 危険物事故の応急対策

大規模事故災害の状況に応じて速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、必要と認めるときは、府中市災害対策本部を設置し、速やかに東京都に対し設置状況等を報告するとともに、東京都、防災関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整えます。



### (3) 大規模事故の応急対策

災害の状況に応じて速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、必要と認めるときは、府中市災害対策本部を設置し、速やかに東京都に対し設置状況等を報告するとともに、東京都、防災関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整えます。

#### ア 交通規制

府中警察署と連携し、大規模事故発生地域への車両などの流入を抑制するとともに、隣接市町村に通ずる国道その他の幹線道路については、隣接警察本部と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努めます。

府中警察署は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、危険物事故地及びその周辺における円滑かつ安全な交通に努めます。

#### イ 応急活動

府中消防署は、防災関係機関と協力し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要なときは救助・救急活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。

府中消防署及び施設管理者等は、大規模事故に係る火災の状況を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

大規模火災発生時には、市民の生命及び身体の安全確保に努めるため、必要に応じて消防法第28条第1項に基づく消防警戒区域の設定等の措置を講じます。

消防団は、消防署隊と連携し現場の状況に応じて必要な任務を遂行します。

### (4) 火山噴火降灰による応急対策

火山災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### ア 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等の急増が予想されることから、府中市及び府中警察署は、降灰による視界不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施します。

また、府中市は東京都と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行います。緊急輸送路の降灰を優先的に撤去します。

## IV 府中市地域防災計画の大規模事故災害編

### イ 応急活動

火山災害発生と同時に、的確な情報収集を速やかに行い、市民に対して、必要な安全対策の措置等について広報を実施します。

火山災害が発生したときは、人的被害の状況、建築物等の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに東京都へ報告します。

#### (ア) 道路

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図ります。

#### (イ) 鉄道

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図ります。

#### (ウ) 火山灰の収集及び運搬

火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとします。

宅地等に降った火山灰は、府中市が運搬し、宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとします。

火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しない等に努めます。



## 府中市地域防災計画(令和6年修正) 概要版

令和6年6月  
編集発行  
事務局



府中市防災会議  
府中市 総務管理部 防災危機管理課  
〒183-0056  
東京都府中市寿町1-5  
電話 042-335-4098



府中市防災ハンドブック



府中市ハザードマップ



府中市地域防災計画  
(令和6年修正) 本編

